

## 議案第8号

### 大阪市特定個人情報保護条例案

大阪市特定個人情報保護条例（平成27年大阪市条例第89号）の全部を改正する。

### 大阪市特定個人情報保護条例

（趣旨）

第1条 この条例は、実施機関又は大阪市会（以下「市会」という。）における特定個人情報の取扱い等に関し、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第 号。以下「個人情報保護法施行等条例」という。）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

2 この条例において「市会保有特定個人情報」とは、大阪市会事務局（以下「市会事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、市会事務局の職員が組織的に利用するものとして、市会が保有しているものをいう。ただし、大阪市会情報公開条例（平成13年大阪市条例第24号）第2条に規定する公文書（個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第16条第2号に掲げるものを除く。）に記録されているものに限る。

3 この条例において「特定個人情報ファイル」とは、番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

4 この条例において「実施機関」とは、個人情報保護法施行等条例第2条第2項第1号に規定する実施機関をいう。

（個人情報保護法施行等条例の特例）

第3条 市会保有特定個人情報に関しては、個人情報保護法施行等条例第18条第2項第2号から第4号まで及び第35条の規定は適用しないものとし、個人情報保護法施行等条例の他の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる個人情報保護法施行等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第18条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第18条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第44条第1項第1号	又は第18条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	、大阪市特定個人情報保護条例（令和5年大阪市条例第 号）第3条の規定により読み替えて適用する第18条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されて

		いるとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第44条第1項第2号	第18条第1項及び第2項	番号法第19条

（特定個人情報保護評価）

第4条 実施機関又は大阪市会議長（以下「議長」という。）は、番号法第28条第1項に規定する評価書について、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に定める必要な見直しを行ったときは、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報保護法施行等条例第55条第1項の規定による大阪市個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

（施行の細目）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。ただし、市会保有特定個人情報に関する事項については、議長が定める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の大阪市特定個人情報保護条例第6条の規定により行われた番号法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に係る手続は、第4条の規定により行われたものとみなす。

令和5年2月9日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、実施機関又は大阪市会における個人番号をその内容に含む個人情報の取扱い等に関し、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の特例その他必要な事項を定めるため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参考)

## 大阪市特定個人情報保護条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 実施機関が取り扱う特定個人情報の保護

第1節 特定個人情報の適切な取扱いの確保（第3条—第6条）

第2節 保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止（第7条）

第3章 補則（第8条・第9条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、実施機関が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保し、特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「個人情報保護条例」という。）の特例その他必要な事項を定めることにより、市民の基本的人権を擁護するとともに、市政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「本人」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第6項に規定する本人をいう。

2 この条例において「特定個人情報」とは、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

3 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員（本市が単独で設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的

に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）第2条第2項に規定する公文書並びに大阪市会事務局（以下「事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、議長が管理しているもの（官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものを除く。）をいう。）に記録されているものに限る。

4 この条例において「特定個人情報ファイル」とは、番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

5 この条例において「情報提供等記録」とは、実施機関が保有する番号法第23条第1項及び第2項（番号法第26条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

6 この条例において「実施機関」とは、個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。

7 この条例において「事務の目的」とは、個人情報保護条例第6条第1項に規定する事務の目的をいう。

## 第2章 実施機関が取り扱う特定個人情報の保護

### 第1節 特定個人情報の適切な取扱いの確保

（事務の目的の明示）

第3条 特定個人情報に係る個人情報保護条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「前条第3項の規定により本人」とあるのは「本人」とする。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第4条 実施機関は、番号法第9条に定めがある場合を除き、事務の目的の範囲を超えて保有特定個人情報を当該実施機関の内部で利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために

必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、事務の目的の範囲を超えて保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を事務の目的の範囲を超えて利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 3 保有特定個人情報に係る個人情報保護条例第6条第4項及び第5項の規定の適用については、同条第4項中「第2項第2号又は前項第6号若しくは第7号の規定により個人情報を収集しようとするとき（争訟、選考、指導、相談又は交渉を行うために第三者から第2項に規定する個人情報以外の個人情報を収集しようとするときを除く。）」とあるのは「大阪市特定個人情報保護条例（平成27年大阪市条例第89号。以下「特定個人情報保護条例」という。）第4条第2項の規定により保有特定個人情報を利用しようとするとき」と、同条第5項中「前項ただし書」とあるのは「特定個人情報保護条例第4条第3項の規定により読み替えられた前項ただし書」と、「収集した」とあるのは「利用した」とする。

（収集の制限等に係る個人情報保護条例の適用除外）

- 第5条 特定個人情報については、個人情報保護条例第6条第2項及び第3項、第10条並びに第11条の規定は適用しない。

（特定個人情報保護評価）

- 第6条 実施機関は、番号法第28条第1項に規定する評価書（以下「評価書」という。）について、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に定める必要な見直しを行ったときは、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報保護条例第59条第1項の規定による大阪市個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

第2節 保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止

（開示、訂正及び利用停止の特例）

- 第7条 保有特定個人情報に係る個人情報保護条例第2章第2節の規定の適用につい

ては、次の表の左欄に掲げる個人情報保護条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第17条第2項	又は成年被後見人の法定代理人	若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）
第18条第2項	前条第2項	大阪市特定個人情報保護条例（平成27年大阪市条例第89号。以下「特定個人情報保護条例」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた前条第2項
	法定代理人	法定代理人又は任意代理人
第19条第1号	第17条第2項	特定個人情報保護条例第7条第1項の規定により読み替えられた第17条第2項
	又は成年被後見人の法定代理人	若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人
第28条第2項	第17条第2項	特定個人情報保護条例第7条第1項の規定により読み替えられた第17条第2項
第29条第3項	第18条第2項及び第3項	第18条第3項及び特定個人情報保護条例第7条第1項の規定により読み替えられた第18条第2項
第35条	提供先	提供先（情報提供等記録（特定個人情報保護条例第2条第5項に



		<p>規定する情報提供等記録をいう。 以下同じ。) には、内閣総 理大臣及び行政手続における特 定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律(平成25年 法律第27号。以下「番号法」とい う。) 第19条第8号に規定する情 報照会者若しくは情報提供者又 は同条第9号に規定する条例事 務関係情報照会者若しくは条例 事務関係情報提供者)</p>
第36条第1項	自己を本人とする保有個人 情報	自己を本人とする保有特定個人 情報(情報提供等記録を除く。以 下この条において同じ。)
	当該保有個人情報	当該保有特定個人情報
第36条第1項第 1号	第6条第1項から第3項 まで	第6条第1項
	第10条第1項の規定に違 反して利用されていると き又は第13条第3項の規 定に違反して保有されて いるとき	第13条第3項の規定に違反して 保有されているとき、特定個人情 報保護条例第4条第1項及び第 2項の規定に違反して利用され ているとき、番号法第20条の規定 に違反して収集され、若しくは保 管されているとき又は番号法第 29条の規定に違反して作成され

		た特定個人情報ファイルに記録されているとき
第36条第1項第2号	第10条第1項の規定に違反して	番号法第19条の規定に違反して
第36条第2項	第17条第2項	特定個人情報保護条例第7条第1項の規定により読み替えられた第17条第2項
	前項	特定個人情報保護条例第7条第1項の規定により読み替えられた前項
	保有個人情報	保有特定個人情報
第37条第2項	第18条第2項及び第3項	第18条第3項及び特定個人情報保護条例第7条第1項の規定により読み替えられた第18条第2項

2 保有特定個人情報については、個人情報保護条例第71条第4項（保有個人情報の開示に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

### 第3章 補則

（特定個人情報に係る指定管理者に関する特例）

第8条 特定個人情報に係る個人情報保護条例第54条の規定の適用については、同条第1項中「第2章第1節」とあるのは「第2章第1節及び大阪市特定個人情報保護条例（平成27年大阪市条例第89号。以下「特定個人情報保護条例」という。）第2章第1節」と、

「

第13条第3項ただし	認められる	特定実施機関が認める
------------	-------	------------

書	この限りでない	特定実施機関に譲り渡さなければならない
---	---------	---------------------

」

とあるのは

「

第13条第3項ただし書	認められる	特定実施機関が認める
	この限りでない	特定実施機関に譲り渡さなければならない
特定個人情報保護条例第6条	実施機関	指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)が管理する公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)に係る事務を所掌する実施機関

」

と、同条第2項中「第4節」とあるのは「第4節並びに特定個人情報保護条例第2章第2節」と、同条第3項中「前項」とあるのは「特定個人情報保護条例第8条の規定により読み替えられた前項」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「特定個人情報保護条例第8条の規定により読み替えられた第2項」とする。

(施行の細目)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条（情報提供等記録に係る部分を除く。）、第5条（個人情報保護条例第10条（利用に係る部分に限る。）の適用除外に係る部分に限る。）、第7条（情報提供等記録に係る部分を除く。）及び第8条（個人情報保護条例第54条第2項中「第4節」を「第4節並びに特定個人情報保護条例第2章第2節」に、同条第3項中「前項」を「特定個人情報保護条例第8条の規定により読み替えられた前項」に、同条第4項中「第2項」を「特定個人情報保護条例第8条の規定により読み替えられた第2項」に読み替える部分に限る。）の規定 平成28年1月1日

(2) 第4条（情報提供等記録に係る部分に限る。）及び第7条（情報提供等記録に係る部分に限る。）の規定 市長が定める日

（経過措置）

2 前項各号に掲げる規定以外の規定は、平成27年10月5日以後の特定個人情報の収集及び提供について適用する。

3 この条例の施行前に個人情報保護条例第9条の2の規定により行った特定個人情報保護評価に係る手続は、第6条の規定により行われたものとみなす。

（本市が単独で設立した地方独立行政法人の成立に係る経過措置）

4 本市が単独で設立した地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定によってした処分、手続その他の行為で本市から当該地方独立行政法人が引き継いだ保有特定個人情報に係るものは、この条例の規定によって当該地方独立行政法人が行い又は当該地方独立行政法人に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

（地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に係る経過措置）

5 市長の保有特定個人情報であって、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に伴い市長が地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に引き継ぐ特定個人情報について、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立の日前にこの条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第3項中「の役員」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪健康安全基

盤研究所の役員」と、同条第6項中「をいう」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所をいう」とする。

- 6 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この条例の規定によって地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が行い又は地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

(地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に係る経過措置)

- 7 地方独立行政法人大阪市立工業研究所の保有特定個人情報であって、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に伴い地方独立行政法人大阪市立工業研究所が地方独立行政法人大阪産業技術研究所に引き継ぐ特定個人情報について、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立の日前にこの条例の規定によって地方独立行政法人大阪市立工業研究所が行い又は地方独立行政法人大阪市立工業研究所に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第3項中「の役員」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所の役員」と、同条第6項中「をいう」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所をいう」とする。

- 8 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この条例の規定によって地方独立行政法人大阪産業技術研究所が行い又は地方独立行政法人大阪産業技術研究所に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

(交通事業の廃止に係る経過措置)

- 9 本市の高速鉄道事業、自動車運送事業及び中量軌道事業の廃止の日前にこの条例の規定によって交通局長が行い又は交通局長に対して行われた処分、手続その他の行為で当該廃止に伴い市長が引き継いだ保有特定個人情報に係るものは、この条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

(公立大学法人大阪の成立に係る経過措置)

- 10 公立大学法人大阪市立大学の保有特定個人情報であって、公立大学法人大阪の成立に伴い公立大学法人大阪市立大学が公立大学法人大阪に引き継ぐ特定個人情報について、公立大学法人大阪の成立の日前にこの条例の規定によって公立大学法人大阪市立大学が行い又は公立大学法人大阪市立大学に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第3項中「の役員」とあるのは「及び公立大学法人大阪の役員」と、同条第6項中「をいう」とあるのは「及び公立大学法人大阪をいう」とする。
- 11 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この条例の規定によって公立大学法人大阪が行い又は公立大学法人大阪に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。